

議案第10号

岩倉市下水道条例の一部改正について

岩倉市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月27日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市下水道条例の一部を改正する条例

岩倉市下水道条例（平成6年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「規則で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規則で定めるところにより」を削り、「もの（以下「下水道排水設備指定工事店」を「者（以下「指定工事店」に改め、同条第2項中「下水道排水設備指定工事店」を「指定工事店」に改める。

第27条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請をした者から当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 指定工事店の指定 1件につき10,000円

(2) 指定工事店の指定の更新 1件につき7,000円

第27条第2項中「前項の」を「既に徴収した」に改め、同項ただし書中「認めた場合」を「認めるとき」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申請後に徴収することができる。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。